

令和5年以降の基準は、以下のとおり

(表彰の対象等)

第2条 春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を表彰することができる。

- (1) 教育の振興、研究又は改善に努め、その功労又は功績が顕著なもの
- (2) 学業、課外部活動、行動等において、他の模範と認められる児童、生徒又は課外部活動を行う団体
- (3) その他表彰に値すると認められるもの

2 教育委員会は、前項各号に掲げるもののうち、その功績等が特に顕著であるものを特別表彰することができる

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものにあつては、表彰しない。

- (1) 春日部市表彰規則（平成17年規則第80号）に基づき表彰を受けたもの
- (2) 春日部市スポーツ協会が定める春日部市スポーツ協会スポーツ賞表彰規程（平成18年4月1日施行）に基づく表彰（功労賞を除く）を受けたもの
- (3) 過去に同様の功績により、この規則に基づく表彰を受けたもの

(表彰の選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、別表に定めるとおりとする

別表（第3条関係）

| 区分 | 功績事項 | 選考基準 |
|---------------|--|--|
| 第2条第1項 第1号 | 教育の振興、研究又は改善に努め、その功労又は功績が顕著なもの | ア 教育委員会が所管する附属機関等の委員を6年以上務め、その職を退いた者 イ 教育委員会が所管する公共的団体等の代表者等を6年以上務め、その職を退いた者 ウ 学校等において、生活安全、環境美化、青少年健全育成、文化財愛護等の奉仕活動を個人にあつては通算で3年以上、団体にあつては継続的に5年以上行いその活動から退いたもの エ 教育委員会に対し金品の寄附を行ったもの（50万円以上100万円未満で、卒業記念品を除く） オ 全国規模の大会等で、上位入賞したもの |
| 第2条第1項 第2号 | 学業、課外部活動、行動等において、他の模範と認められる児童、生徒又は課外部活動を行う団体 | ア 人命救助、災害の未然防止及びこれに類する行為を行ったもの イ 世界大会等に出場したもの ウ 公的機関が主催する市・県大会等を経て全国規模の大会等に出場したもの |
| 第2条第1項 第3号 | その他表彰に値すると認められるもの | 具体的な事実が生じたときに協議するものとする。 |
| 第2条第2項 | 第2条第1項各号に掲げるもののうち、その功績等が特に顕著であるもの | 公的機関が主催し、又は全国的に評価が定着した全国規模以上の大会、コンクール、公募展等において、最高賞又はこれに準ずる成績をおさめたもので、技量又は活動が全国的に高い評価を受けたもの |

